

シリーズ
**環境を
考えよう!**
No. 4

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジと25のアクション

先月号では、皆さんにチャレンジしてもらいたい「チャレンジ3」と2つのアクションを紹介しました。温室効果ガス排出量25%削減には、身近な日々の暮らしの中での私たち一人ひとりの実践が重要です。

今月号は「チャレンジ4」として3つのアクションを紹介するので、家庭、オフィス、地域で、私たちの身近な生活の中で、一緒に取り組みましょう。

★チャレンジ4★
【ビル・住宅のエコ化を選択しよう】

新築・リフォームのタイミングは家やビル全体をエコにする大きなチャンスです。住まいづくりを見直すことで、省エネだけでなく快適で経済的な暮らしの実現にチャレンジしていきましょう。

1. 太陽光発電を新しく設置しよう



2. 最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスを取り入れよう



3. ※コージェネレーション設備などの最新技術を取り入れよう



※コージェネレーション設備とは、内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して、動力、温熱、冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムのひとつです。



問 環境課 (内線3365)

『もったいない市』出店者募集

毎年好評のフリーマーケット『もったいない市』を、環境フェア2010内において開催します。

「聞かなくなったCDや、読まなくなった本がたくさんある」「子ども服がたくさんある」「不要な日用品を必要な方に」と思っている方の出店を募集します。

- とき 10月10日(日) 午前10時～午後3時
- ところ 河北総合センター(ビッグバン)アリーナ
- 申込要件 市内在住、在勤の方 **募集数** 25グループ [先着]
- 参加料 無料(ただし、売上金の10パーセント程度を地球環境基金への募金にご協力をお願いします)
- 申込方法 はがき、Eメールまたは、FAXで、「代表者の氏名・住所・電話番号・主に出品するものの種類・参加人数」を記入の上、申し込みください。
- 申込期限 9月17日(金)まで
- 申・問 〒986-8501【住所不要】
環境課 (内線3373・3374)・FAX22-6120
Eメール isenv@city.ishinomaki.lg.jp

不法投棄監視体制を強化!

9月は廃棄物不法投棄強化月間です。

私たちの生活や、さまざまな事業活動に伴って排出される廃棄物が、人目につかない海や川、山に安易に捨てられるケースが増えています。

市では、このような行為を防止するため、職員によるパトロールや不法投棄防止看板を設置するなどのほか、不法投棄監視体制を強化するため、「タクシー協会」、「郵便局」、「森林組合」と情報提供のための協定を結び、山林や市街地を監視する体制をとっています。

また、廃棄物を違法に野焼きすることも禁止されていますので、適正に処理するようお願いいたします。

なお、不法投棄や違法に野焼きをした場合は、5年以下の懲役および1,000万円以下の罰金に処せられます。(未遂も罰則の対象)

問 環境課(内線3375・3376)

スリーアール 3Rでごみ減量

ごみを減らすためのキーワードは3R



これまで3の「R」の中で優先順位1番目のReduce（リデュース）、優先順位2番目のReuse（リユース）について紹介しましたが、今月号ではRecycle（リサイクル）について紹介します。

Recycle（リサイクル）とは、「再生利用」資源として活用することです。使い終わったものをごみとして捨てる時は、大切な資源として生かせるよう、ルールに従って分別し、リサイクルルートに乗せましょう。

○資源として活かせるよう正しく分別しましょう。

分ければ資源、混ぜればごみになります。ごみを減らすため、そして限りある資源を有効に活用するために、正しい分別にご協力ください。

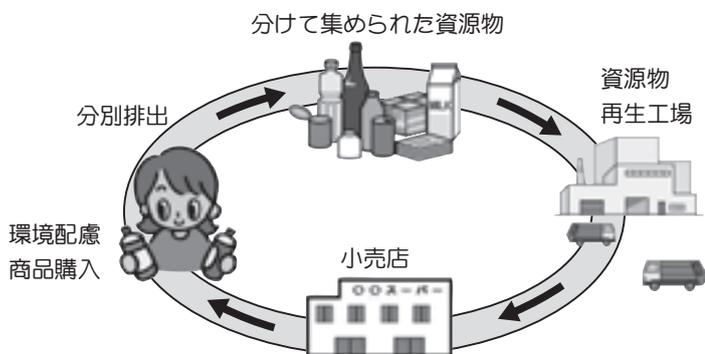


○再生品を購入するよう心掛けましょう。

リサイクルは、資源物を分別して出したら終わりではありません。リサイクルされた商品を消費者がもう一度利用して、初めて資源の循環の輪が繋がります。

新しく商品を買うときに、再生品や環境に配慮した商品を選ぶことも、循環型社会を進めるために、とても重要なことです。

問 環境課（内線3373・3374）



空き地 空き家

は適正に管理しましょう！

空き地・空き家の所有者は、雑草が繁茂し、害虫の発生などにより周辺の住民の皆さんに迷惑がかからないように適正に管理しましょう。

*空き地・空き家の雑草を刈り取りましょう。

*空き地に不法投棄されたごみは、所有者が片付けなければいけませんので、空き地には囲いをするなど

ごみが投棄されないようにしましょう。

問 環境課

(内線 3366・3369)



「雑紙類(ざつがみるい)の分別」の徹底をお願いします！

平成21年度の雑紙類回収量は約451トンでした。皆様のご協力により回収量は年々増加傾向にありますが、まだまだ燃やせるごみの中にはリサイクル可能な紙類が入っている状態のものも多く見受けられます。

もう一度雑紙類の出し方を確認し、ごみの減量化・資源化に取り組みましょう

◎雑紙類の出し方

雑紙類分別専用袋（黄色文字で印刷されたもの）に分別して、月2回の古紙回収日に出しましょう

◎雑紙類として分別するもの

ティッシュ箱（ビニールは外す）、菓子箱、折箱（紙製）、包装紙、封筒、プリント類など

◎雑紙類として出せないもの（通称：禁忌品(きんきひん)）

写真、レシート、ビニールコート紙、紙コップ（ワックス加工紙）、米袋、紙おむつ、紙類以外の素材が付着しているもの、紙製以外のもの（プラスチック製品、びん、缶、布）

問 環境課（内線 3373・3374）